

## 今回の改正点の概要について

平成20年11月から12月に実施した事業者ヒアリングの結果を受け、8月1日に公表した実施方針等の公表資料のうち下記について改正する。

### 1 支払方法

公表された実施方針では事業者に対するサービス購入料の支払は四半期ごとの年4回であるが、毎月払いの年12回に変更した。

### 2 減額

11月に公表した改正案では四半期で累積されたペナルティポイント（以下「PP」という。）が35PPを超えた場合、当期サービス購入料の支払を停止し、翌期の累積PPが10PP以下であるときに限り3%を減額した97%を支払い、それ以外の場合には、当期のサービス購入料は全額支払われない仕組みであった。

今回の改正案では、各PPの減額の割合を軽減するとともに、35PPを超えた場合は四半期のサービス購入料の10%の支払を停止し、翌期の累積PPが10PP以下であるときは四半期のサービス購入料の1%を減額した上で残額を支払うこととした。また、11PP以上のときは、PPに応じて1%に最大1.5%を加えた額を減額することとした。

### 3 ボーナスポイント

事業者による「良い病院にする」「患者によりよい医療サービスを提供する」の実現に資する活動に対し、ボーナスポイントを付与する仕組みを新設した。

### 4 違約金

11月に公表した改正案では、引渡し以後の解除に対する違約金をサービス購入料のうち本件工事費相当額の残額とサービス購入料2及び3の前年度支払実績額の合計の10%としていた。

今回の改正案ではサービス購入料1、2及び3の前年度支払実績額の10%とした。